

御杖村総合計画条例の一部を改正する条例

御杖村総合計画条例(令和元年御杖村条例第13号)の一部を次のように改正する。

第3条第3項を次のように改める。

- 3 審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第3条第4項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。